

Ⅶ-1 景観まちづくりの考え方

景観まちづくりを進めるには、町民の皆さん一人ひとり、景観形成団体^{※1}や景観活動団体^{※2}、各種事業者、行政の連携・協力、そして協働の取り組みが欠かせません。下図は景観まちづくりの過程（プロセス）を描いたものです。町民の皆さん一人ひとりが個人や団体として景観まちづくりに取り組むきっかけを、次の4つに整理することができます。^{※1}及び^{※2}は、p.2に中標津町景観計画における定義を記載しました。

考え方1 一人ひとりの関心から始まる 景観まちづくりのプロセス

景観まちづくりの基本理念を実現する第一歩は、中標津町内に暮らす全ての町民や事業者等が、まちと農村と自然に健やかな誇りと愛着を持つことです。

例えば、潤いのある生活空間をつくる、基幹産業を守る、豊かな緑を育てる、これらに関わる仕組みをつくるなど、自らの関心を意識することを挙げることができます。まちへの関心をもう一步進めて取り組むことが、中標津町の風土に調和した良好な景観の形成に結びつきます。この意識を後世に引き継ぐことが、世代を超えた取り組みと中標津町らしさに結びつきます。

考え方2 一人ひとりの取組・活動から 『町民活動のネットワーク化』へ

景観まちづくりを進めていくためには、町民一人ひとりの景観に対する「関心が芽生えたときの取り組み」、「活動のプロセスをじっくりと育てていくこと」が大切だと考えています。

一人ひとりの「関心」の一步と、「参加し、楽しむ」ことから、やがて一層の魅力向上やよりよくする視点を「発見し、共有」することです。それがやがて、多くの人が「つながり」、活動の「広がり」へ展開することになります。

景観への関心が芽生えるとき、同じ価値観をもって活動をしている団体を見つけ出し、参加、連携することで、新たな活動のネットワーク化が期待されます。

考え方3 団体相互の連携・ネットワークから 「景観まちづくり団体」の設置

本計画では、『景観の価値を共有する団体相互のネットワーク』と『景観形成団体や景観活動団体、各種産業従事者による団体、各種公益事業者による団体が連携する景観まちづくり団体』という2つの「つながり」を想定しています。

これらの「つながり」を育むため、団体相互の理解を進め、景観まちづくりの活動を活発化するために、「景観まちづくり団体」の設置に向けた支援と、協働の取り組みを進めていきます。

考え方4 町民・活動団体・事業者・行政による 『協働』の景観まちづくりの拡充

「景観まちづくり団体」は、協働の景観まちづくりの第一歩です。

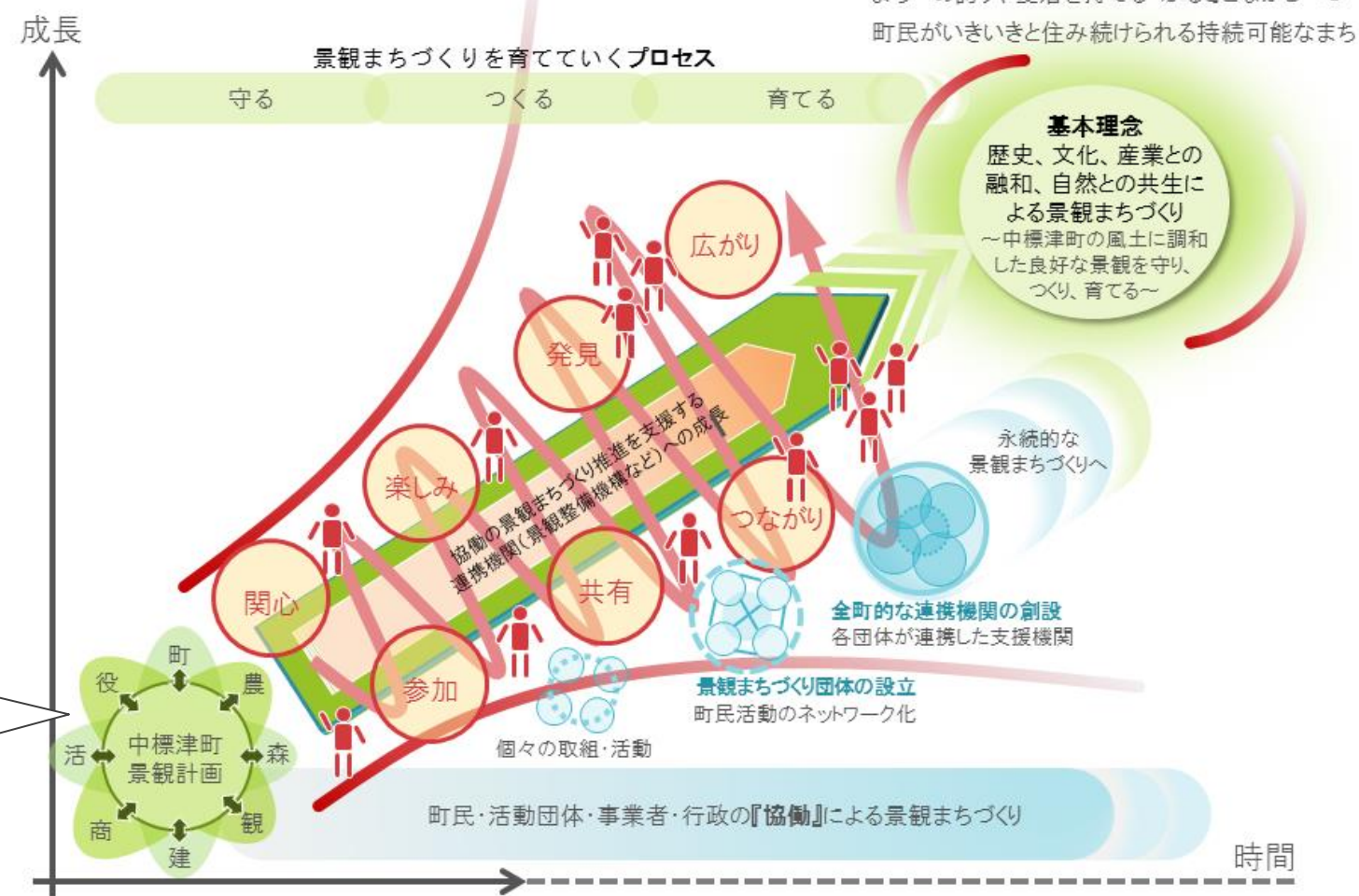
1つの景観形成団体または景観活動団体を、1つの各種産業及び各種公益事業者による支援の組み合わせが「景観まちづくり団体」の最小規模です。活動範囲は、町全域または特定の地域など、柔軟に考えます。

「景観まちづくり団体」のネットワーク化が進み、組織の統合、情報やノウハウ等の共有、相互理解により、永続的な景観まちづくりの活動につながっていきます。



※右図、左端最下段の図のうち各種団体を示す凡例は以下の通りです。

町：中標津町民（「中標津町自治基本条例」で定義されている町民）、
農：中標津町農業協同組合、計根別農業協同組合、
森：中標津町森林組合、中標津町緑化管理組合、
観：一般社団法人なかしべつ観光協会、
建：一般社団法人北海道建築士会中標津支部、中標津町建設業協会、
商：中標津町商工会、中標津飲食業連合会、一般社団法人中標津青年会議所、
活：中標津町町内会連合会、公益財団法人シルバー人材センター、中標津町老人クラブ連合会、株式会社中標津都市施設管理センター、中標津ライオンズクラブ、中標津ロータリークラブ、各街づくり協議会各種NPO等活動団体、
役：中標津町役場（行政）



VII-2 景観まちづくりの推進方策

中標津町において、今後も継続的に景観まちづくりを進めていくため、町民・活動団体・事業者・行政の協働の取り組みによる、具体的な「推進方策」を以下のように定めます。「推進方策」は、前述した景観まちづくりの考え方（景観まちづくりを育てていくプロセス）に沿って、「関心・参加・楽しむ・発見・共有・つながり・広がり」の過程を大切にします。

協働の 景観まちづくり特性

町民全体で景観
を守り、つくり、
育てます

町民・活動団
体・事業者・行
政の協働による
景観まちづくり
を進めます

中標津町が大事にする景観まちづくり推進方策の3つのポイント

（１）景観に対する町民意識の醸成と関心の向上

- 1) 啓発活動の推進
- 2) 景観形成、景観まちづくりに関する情報発信
- 3) 子ども達や若い世代などを対象とした景観学習の推進
- 4) 中標津町表彰条例の活用と意識啓発の推進

（２）町民・活動団体・事業者等の持続的な景観まちづくり活動の促進

- 1) 景観形成団体・景観活動団体や町民相互の話し合いの場や機会の創出
- 2) 自主的な景観まちづくり活動の促進
- 3) 各区域に応じた協働の景観まちづくり活動の促進
- 4) 景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の指定を検討する組織の設置
- 5) 景観計画と連動した景観重要公共施設の整備または運用

（３）景観計画と既存制度等を活用した景観まちづくり活動の支援

- 1) 景観まちづくりに関わる既存制度及び支援制度の活用
- 2) 景観条例の効果的な運用
- 3) 景観審議会の効果的な運用

※「推進方策」の内容や分類については、策定委員会、関係団体ヒアリング、景観まちづくりワークショップ等で聴取した意見から整理しました。

(1) 景観に対する町民意識の醸成と関心の向上

1) 啓発活動の推進

中標津町の景観の魅力や景観形成に対する考え方を、町民や来訪者、事業者等に知ってもらい、景観に対する理解と関心を深めていくために、次のような啓発活動を推進します。

【関連する主体例】

町民

活動団体

事業者

行政

【推進方策の例】

- ・ 中標津町の暮らしぶり・歴史・景観等のPR媒体の作成
- ・ 景観まちづくりに関するフォーラム、講演会、情報交換会(景観まちづくり団体交流会)等の開催
- ・ 市街地景観、酪農景観といった町の魅力を味わう「まち歩きイベント」
- ・ 観光資産、歴史資産、自然遺産等を紹介する景観マップの作成
- ・ (上記に関連して) Web サービスを活用した景観情報の公開
- ・ 協働の景観まちづくりを全町的に実践する「(仮称)景観まちづくりの日」の設定 など



2) 景観形成、景観まちづくりに関する情報発信

中標津町の景観に関する情報を、町民や来訪者、観光客や事業者等も気軽に入手できるよう、公共施設や観光交流拠点、ホームページなどを活用し、次のような景観情報の提供を推進します。

【関連する主体例】

町民

活動団体

事業者

行政

【推進方策の例】

- ・ 中標津町の景観の紹介(景観マップ、歴史や生業に基づいた特徴的な景観・景観資源、地域の行事・祭事、各種イベント紹介など)
- ・ 景観の行政窓口に関すること
- ・ 「景観計画」や「景観条例」に関すること
- ・ 建築物・工作物等の届出手続き、景観形成基準に関すること
- ・ 協働の景観まちづくり活動の支援に関すること
- ・ 中標津町の景観まちづくりに関わる団体(NPO等活動団体ほか)に関すること など



3) 子ども達や若い世代などを対象とした景観学習の推進

中標津町の景観は、歴史や文化、基幹産業である酪農など、日々の営みの表れです。中標津町の景観の成り立ちを学び、理解を深めることで、まちへの誇りや愛着の醸成、財産としての景観を後世に引き継いでいくことにつながります。庁内連携及び教育委員会との協働の取り組みにより、景観形成及び景観まちづくりの次世代を担う子ども達への景観学習を推進します。

【関連する主体例】

町民

活動団体

事業者

行政

【推進方策の例】

- ・ 小中学生を対象に、防風林や農業の歴史等を学ぶ景観学習の実施
- ・ 町内の貴重な生物相や防風林の大切さを学ぶ林業体験
- ・ 景観学習（郷土学習）への資源の活用 など



4) 中標津町表彰条例の活用と意識啓発の推進

中標津町では、町の経済、社会、文化等の発展に貢献した個人や団体の方々を讃えるため、「中標津町表彰条例」を設けています。表彰対象の中には、景観に関する取り組み（景観形成活動、歴史資産、動植物の保全・育成活動、緑化活動や維持管理、環境活動など）も含まれます。

景観まちづくりに先駆的に取り組んできた町民や景観形成団体・景観活動団体、事業者等の活動をさらに促進するため、同条例を活用して意識啓発、機運向上を図ります。

【関連する主体例】

町民

活動団体

事業者

行政

【推進方策の例】

- ・ 中標津町表彰条例の活用



(2) 町民・活動団体・事業者等の持続的な景観まちづくり活動の促進

1) 景観形成団体・景観活動団体や町民相互の話し合いの場や機会の創出

これまで中標津町では、町内活動のネットワーク化に向け、景観形成団体・景観活動団体と連携し、地区ごとに複数回のワークショップを開いて検討を行ってきました。まちづくりや景観に関する話し合いの場、活動の場が今後も広がっていく期待があり、また、フォーラムなどの開催においても町民の景観に対する関心の高さが伺えます。

今後も町民参加による景観まちづくりを推進するため、自由に話し合える場（情報交換会、ワークショップなど）や機会の提供を積極的に図ります。

【関連する主体例】

町民

活動団体

事業者

行政

【推進方策の例】

- ・ 景観まちづくりワークショップの継続的開催、拡大
- ・ 景観まちづくりに関するフォーラム
- ・ 各種町民活動が連携したネットワーク型の取組・活動の推進



2) 自主的な景観まちづくり活動の促進

既に中標津町内で活躍している景観形成団体や景観活動団体、各個人の自主的な活動一つひとつが、中標津の景観形成、いきいきと住み続けられるまちの実現に寄与しています。

各種の取り組み・活動が将来にわたって持続するよう、町民が景観まちづくりに参画しやすくなるための支援や入口となる機会の創出、活動団体の認定など、活動の促進を図ります。

【関連する主体例】

町民

活動団体

事業者

行政

【推進方策の例】

- ・ 景観まちづくり活動団体の認定・登録制度の創設
- ・ 地域ごとの「協議会」や「ワークショップ」など、情報交換会の設置検討
- ・ 各地域街づくり協議会（都市計画マスタープラン）の活動促進
- ・ 公共施設、サイン等の計画づくりへの町民参加の推進
- ・ 河畔林、格子状防風林における生物分布の調査
- ・ 河川の水質調査
- ・ 自然災害ハザードマップの見直し
- ・ 景観に関わるルールづくりの推進（景観協定、建築協定、地区計画） など



3) 各区域に応じた協働の景観まちづくり活動の促進

本計画では、中標津町の良好な景観の形成のために必要な基準（景観形成基準）を設けています。そのうち、異なる特徴を有する「8つの区域」ごとに景観形成基準を定め、推進方策でも8つの区域別に景観まちづくり活動が活発化するように、以下のように推進方策を整理します。

※区域別の取組テーマや推進方策の例の内容は、共通しているものがあります。

※取組テーマや推進方策の例の内容や分類については、策定委員会、関係団体ヒアリング、景観まちづくりワークショップ等で聴取した意見を整理しました。

【関連する主体例】

町民

活動団体

事業者

行政

①開陽台周辺区域

【取組テーマや推進方策の例】

- ・ 防風林の適切な更新・施業
- ・ 耕地防風林の造成検討
- ・ 効率的な営農環境・活動に向けた、適切な作業動線の形成推進
- ・ 河畔林の維持、造成、標津川を含む支流の水質調査
- ・ 号線道路から見た眺望の評価
- ・ 来訪者に対する農村環境のマナー啓発 など



②空港周辺区域

【取組テーマや推進方策の例】

- ・ 市街地近郊の自然林の保全
- ・ 沿道の多面的活用を視野に入れた樹林帯の充実化（防風・防雪、観光ルート、堆肥臭の軽減等）
- ・ 景観、防風等の機能面を考慮した耕地防風林造成の検討
- ・ 河畔林の維持、造成、標津川を含む支流の水質調査
- ・ 号線道路から見た眺望の評価
- ・ 伐採木の木材利用促進・付加価値化の検討
- ・ 自然観察・景観学習や教育機会の創出 など



③国道 272 号バイパス沿いの区域

【取組テーマや推進方策の例】

- ・ 自然環境・農村環境の保全
- ・ 沿道の多面的活用を視野に入れた樹林帯の充実化（防風・防雪、観光ルート、堆肥臭の軽減等）
- ・ 従業員が働きやすい労働環境の整備
- ・ 商業施設や店舗前において、人々をもてなす設え・演出
- ・ 沿道に対してにぎわいを表出させる設え（花とみどりの植栽など）
- ・ 沿道に接する敷地前に緩衝帯（音・におい等の吸着）としての緑地整備（花、低・中高木等）
- ・ 郷土の草花を取り入れた庭づくりや沿道等の緑地整備
- ・ 道路から見た眺望の評価
- ・ 清掃、環境美化活動
- ・ 公園施設、街路樹等の適切な維持管理 など



④中標津市街地中心区域

【取組テーマや推進方策の例】

- ・ 中心部のにぎわいづくり
- ・ 空地の修景など有効活用
- ・ 商業施設や店舗前において、人々をもてなす設え・演出
- ・ 空地の利活用及び修景と緑化
- ・ 沿道に対してにぎわいを表出させる設え
- ・ 沿道に接する敷地前に緩衝帯（音・におい等の吸着）としての緑地整備（花、低・中高木等）
- ・ 郷土の草花を取り入れた庭づくりや沿道等の緑地整備
- ・ 敷地内の緑地や庭の適切な維持管理
- ・ 地域の風土にあった住まいづくり・暮らし方の検討
- ・ 維持管理しやすく、味わいのある建築素材や色彩等の検討
- ・ 歴史的建造物の適切な保全
- ・ 将来資産の発掘と評価
- ・ 観光資産、歴史資産、自然遺産等の活用検討
- ・ 交流・観光商品の開発検討
- ・ まちなか回遊ルートの整備検討
- ・ オール中標津産原材料による食品等の商品開発
- ・ 清掃、環境美化活動 など



⑤中央通（道道 13 号・774 号）・大通（道道 69 号）沿いの区域

【取組テーマや推進方策の例】

- ・ 自然環境・農村環境の保全
- ・ 沿道の多面的活用を視野に入れた樹林帯の充実化（防風・防雪、観光ルート、堆肥臭の軽減等）
- ・ 従業員が働きやすい労働環境の整備
- ・ 商業施設や店舗前において、人々をもてなす設え・演出
- ・ 空地の利活用及び修景と緑化
- ・ 沿道に対してにぎわいを表出させる設え
- ・ 沿道に接する敷地前に緩衝帯（音・においの吸着）としての緑地整備（花、低・中高木等）
- ・ 郷土の草花を取り入れた庭づくりや沿道等の緑地整備
- ・ 地域の風土にあった建築の検討
- ・ 維持管理しやすく、味わいのある建築素材や色彩等の検討
- ・ まちなか回遊ルートの整備検討
- ・ 地域特性を活用した観光振興
- ・ 清掃、環境美化活動
- ・ 公園施設、街路樹等の適切な維持管理 など



⑥中標津市街地区域

【取組テーマや推進方策の例】

- ・ 自然環境・農村環境の保全
- ・ 河川及び河畔林の適切な維持管理
- ・ 斜面林、屋敷林など身近な樹林地の保全
- ・ 敷地内の緑地や庭の適切な維持管理
- ・ 地域の風土にあった建築の検討
- ・ 維持管理しやすく、味わいのある建築素材や色彩等の検討
- ・ 住宅等における花とみどりづくりの推進
- ・ 歴史的建造物の適切な保全
- ・ 将来資産の発掘と評価
- ・ 清掃、環境美化活動
- ・ 公園施設、街路樹等の適切な維持管理 など



⑦計根別市街地及びその他集落区域

【取組テーマや推進方策の例】

- ・ 自然環境・農村環境の保全
- ・ 耕地防風林の造成検討
- ・ 屋敷林の造成、身近な樹林地の保全
- ・ 効率的な営農環境・活動に向けた、適切な作業動線の形成推進
- ・ 沿道に接する敷地前に緩衝帯（音・におい等の吸着）としての緑地整備（花、低・中高木等）
- ・ 河畔林の維持、造成、標津川・当幌川を含む支流の水質調査
- ・ 号線道路から見た眺望の評価
- ・ 計根別市街地に点在する公共施設のネットワーク化による市街地の核づくり
- ・ 空地の利活用及び修景と緑化
- ・ 歴史的建造物の適切な保全
- ・ 旧公共施設の適切な保全・活用（地域の子どもの学びや交流の場など）
- ・ 将来資産の発掘と評価
- ・ 地域の風土にあった建築の検討
- ・ 維持管理しやすく、味わいのある建築素材や色彩等の検討
- ・ 敷地内の緑地や庭の適切な維持管理
- ・ 住宅等における花とみどりづくりの推進
- ・ 地域の学校と連携した花壇の整備
- ・ 道路、縁石等の雑草駆除活動
- ・ ゴミ回収ボックスの維持管理やゴミ減量化への取組
- ・ 公園施設、街路樹等の適切な維持管理及び縁石等の雑草駆除
- ・ 正美公園などに景観に配慮した遊具のデザイン検討
- ・ 安全・安心につながる防犯灯の整備検討
- ・ 来訪者に対する農村環境のマナー啓発 など



⑧自然・農村景観区域

【取組テーマや推進方策の例】

- ・ 防風林の適切な更新・施業
- ・ 耕地防風林の造成検討
- ・ 屋敷林の造成、市街地近郊の自然林の保全
- ・ 河畔林の維持、造成／標津川・当幌川を含む支流の水質調査
- ・ 希少種を含む生物調査及び保護
- ・ 号線道路から見た眺望の評価
- ・ 沿道の多面的活用を視野に入れた樹林帯の充実化（防風・防雪、観光ルート、堆肥臭の軽減等）
- ・ 牧草地、放牧地ならではの、起伏ある地形の全体像が呈する魅力の啓発
- ・ 建設資材の採取によって地形の魅力が損なわれないような価値観の共有
- ・ 沿道に接する敷地前に緩衝帯（音・におい等の吸着）としての緑地整備（花、低・中高木等）
- ・ 歴史的建造物の適切な保全
- ・ 将来資産の発掘と評価
- ・ 観光資産、歴史資産、自然遺産等の活用検討
- ・ 地域特性を活用した観光振興
- ・ 交流・観光商品の開発検討 など



4) 景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の指定を検討する組織の設置

本計画では景観重要建築物、景観重要樹木の指定の方針、景観重要公共施設「景観重要公共施設の指定及び整備等に関する事項」を記載しています。中標津町に現存するまたは未発掘の景観資源の維持、保全及び継承、その積極的な活用を図っていくことが、景観（暮らし、生業、歴史含む）を守り、つくり、育てていくために大きな役割を果たします。

町民を交えて上記の指定から運用までを検討する組織を、景観整備機構の設立に先立ち設置することを推進します。

【関連する主体例】

町民

活動団体

事業者

行政

【推進方策の例】

- ・景観計画に基づいた景観資源の指定と運用等について検討する組織の設置



5) 景観計画と連動した景観重要公共施設の整備または運用

中標津町の景観を形成するうえで特に重要な公共施設を景観重要公共施設に指定し、自然・農村景観、街並み等に配慮した施設整備を推進することができます。

中標津町（行政）が本計画に基づき、各公共施設の管理者と連携・協力し公共施設の整備や運用を図ります。

【関連する主体例】

町民

活動団体

事業者

行政

【施設整備及び運用の役割分担の例】

- ・河川：北海道、中標津町
- ・国道：国
- ・道道：北海道
- ・町道：中標津町
- ・格子状防風林：国、中標津町 など



(3) 景観計画と既存制度等を活用した景観まちづくり活動の支援

1) 景観まちづくりに関わる既存制度及び支援制度の活用

行政

①景観計画の特徴

本計画は、地域の暮らしや生業そのものを尊重・優先するものであって、従来以上に町民の取り組みを制限するものではありません。計画の特徴は、町民の皆さんが時間をかけて育んできたまちづくりの成果、個々の健全な暮らしや営みが生み出す一つひとつの効果が目に見えた状態、またはそれらが結びつき広がりをもった状態を「景観」として理解する点にあります。

景観計画は、町全域を覆う土地利用とその活用を誘導する計画（都市計画マスタープラン、農業振興計画、森林整備計画など）において、「隣接する土地利用と齟齬（そご）が生じないような検討」を促す性格を有しています。さらに、より良い景観形成を推進するために、町全域を8つの区域に分けて景観法に基づく景観形成のルールを設けました。またすべての町民が景観の価値を共有し、守り、つくり、育てるために3つのポイントからなる「推進方策」を設けています。景観上重要な建造物や樹木、公共施設を指定することも可能です。

本計画は、景観形成のルールや推進方策、景観重要建造物等を定めるにあたって、町民のみなさんのたくさんの声を受け止められるような仕組みとしました。また、町民の声を、本町の第6期総合発展計画において「参画と協働で未来を築くまちづくり」、「健やかでやさしいまちづくり」、「力みなぎる産業のまちづくり」、「利便性のある調和のとれたまちづくり」、「安全・安心で快適なまちづくり」、「人が輝き歴史と文化を育むまちづくり」という6つの基本目標に分類した各種計画で受け止め、調整、連動させます。景観計画を推進するのは、本計画と関連した様々な既往の計画となります。

景観計画は、市街地や農村環境・自然環境を守り、つくり、育てる方策を実現させるため、まち全体の調和を図り、価値を高めていく中心的な役割を果します。本計画の策定後は、町民の皆さんが中標津町の景観の価値を共有し、理解を深め、その取り組みに参加していくことにより、これまで以上に景観の魅力が身近に感じられることにつながるといえます。

②景観まちづくりとこれまでの取組

平成9年の景観条例施行以降、条例に基づき開陽台周辺地区を景観形成重点区域に指定や、国道272号バイパス沿いの景観形成基準、携帯電話基地局設置に係る指導指針、太陽光発電施設立地に伴う景観形成基準など策定し、景観形成を推進してきました。

本景観計画は、これらの取り組みを網羅するものであり、景観まちづくりによる将来の展望を示すものです。

③既存制度との連携

上記を踏まえて、景観まちづくり推進方策の実践を後押しできるよう、景観法に加えて中標津町が運用する制度やその他関連する既存制度も活用し、より効果的に町民・活動団体・事業者等の景観まちづくりが進められるよう支援していきます。

【推進方策の例】

- ・ 景観法に基づく、景観協定の締結、景観協議会や景観整備機構の指定
- ・ 都市計画法に基づく、用途地域、地区計画、景観地区、準景観地区等の指定
- ・ 建築基準法に基づく、建築協定の締結
- ・ 都市緑地法に基づく、緑地協定等の締結
- ・ 文化財保護法に基づく、登録有形文化財の登録
- ・ その他、各種支援制度の活用 など

2) 景観条例の効果的な運用

「中標津町自治基本条例」制定と「第6期中標津町総合発展計画」策定の過程で、中標津町の全ての計画^{※1}を一元的に把握し、庁内で共有しました。

中標津町景観計画策定にあたっては、庁内組織の「都市計画・景観まちづくり庁内推進会議」で議論、情報共有しながら策定しました。

今後も、景観条例、景観計画に基づいた計画推進において、庁内で情報共有し、調和のとれた景観形成に向け調整を図ります。

^{※1} 第6期中標津町総合発展計画において、中標津町は全ての計画を網羅し、「参画と協働で未来を築くまちづくり」、「健やかでやさしいまちづくり」、「力みなぎる産業のまちづくり」、「利便性のある調和のとれたまちづくり」、「安全・安心で快適なまちづくり」、「人が輝き歴史と文化を育むまちづくり」の6つのテーマに分類し、全ての計画の策定期間を把握しました。

【関連する主体例】



3) 景観審議会の効果的な運用

景観審議会は、学識経験者、町民、各種団体の推薦者、行政等で構成され、景観計画の変更や景観条例の改正。景観重点区域の指定や景観重要建造物及び樹木の指定、景観重要公共施設の指定、建築等の行為に関する勧告や命令など、中標津町の景観形成に関し必要な事項について調査及び審議する組織です。今後も景観行政を推進していくうえで、景観計画に基づき良好な景観形成に関する事項について適宜・適切に調査・審議を行うなど、適切な運用を図ります。

VII-3 「中標津型景観整備機構（仮称）」に向けた景観まちづくり活動のステップアップ

中標津町の景観まちづくりは、平成9年1月施行の景観条例（旧条例）制定以降の景観形成団体や事業者及び行政による取り組み、それ以前から続く町民や景観活動団体による取り組みの集大成です。中標津町自治基本条例（平成24年1月制定）の制定により、町民・活動団体・事業者・行政の対話の場もでき、協働の景観まちづくりを推進することが可能となりました。

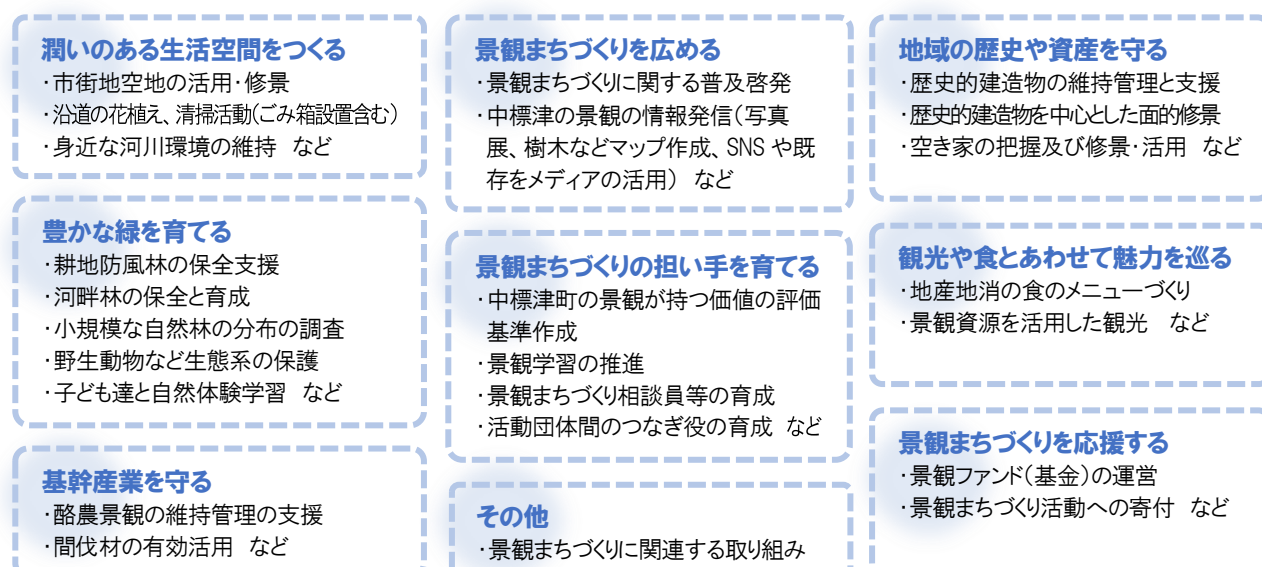
本計画の施行後は、景観まちづくりを従来以上に迅速かつ円滑に進める「景観まちづくり団体」という仕組みの形成を図ります。継続して景観まちづくりに取り組む各団体は、それぞれの意向に応じて適宜「景観まちづくり団体」に移行します。「景観まちづくり団体」は相互に連携し、全町的なネットワークを形成する過程を経て、「景観整備機構」へ発展します。「景観整備機構」の設立、指定後は、機構と中標津町（行政）の協働が核となり、町全域における調和のとれた景観まちづくり活動の推進を目指します。

（1）町民や景観形成団体・景観活動団体の参加と協働の促進

“まち全体の景観まちづくり”に欠かせないことは、町民・活動団体・事業者・行政が連携し、『協働』で進めることです。そのために、まち全体で景観まちづくりを育てていく過程（プロセス）を意識しながら、まずは各区域や目的別に景観まちづくりに取り組む「参加の機会」をつくっていきます。

景観計画策定の過程において、町民や活動団体を対象とした景観まちづくりワークショップや町民アンケート、ヒアリングなどを通じて、町民の手により実施・継続すべき、または今後の着手が期待されるまち全体の景観まちづくりの取り組みが顕在化しました。町民や各活動団体により、従来から取り組まれてきた活動を引き継ぎつつ、これらの顕在化した取り組みが加わり、その集大成が「中標津町における景観まちづくり」となります。

実践にあたっては町民や各活動団体が持つ豊富な経験や知識、ノウハウを生かして自主的に取り組んでいくだけでなく、それぞれの関心ごとや共通の目的、景観まちづくりへの関わりが融合し、連携しながら取り組んでいくことで「協働」へとつながっていきます。また、連携を促すことで、「参加の機会」が増え、個々の持ち味や能力を補いあい、新たな価値や公益的な活動を生み、将来に渡って「協働の場」で景観まちづくりを動かすことにつながります。



具体的な「景観まちづくりの取り組み」の例（ワークショップ等で出された意見を整理）

(2) 中標津型の協働の景観まちづくりの組織化と仕組みづくり

1) 景観まちづくりを進めるネットワーク型の仕組み

町民や団体相互に連携・協力する中標津型の「協働」の取り組みにより、まち全体の景観まちづくりを底上げしていくため、ネットワーク型による推進の仕組みを構築していきます。

本景観計画では、全町を8つの景観形成区域に分類し、各区域の景観形成基準の設定や取り組むべき推進方策を示しました。区域ごとや目的に応じた取り組みの中心となるのは、町民・各団体・事業者等が集まってつくられる「景観まちづくり団体」となります。さらに、まち全体の取り組みの中心になるのは「景観まちづくり団体」をネットワークし、全町的な連携機関となる「中標津型景観整備機構（仮称）」です。

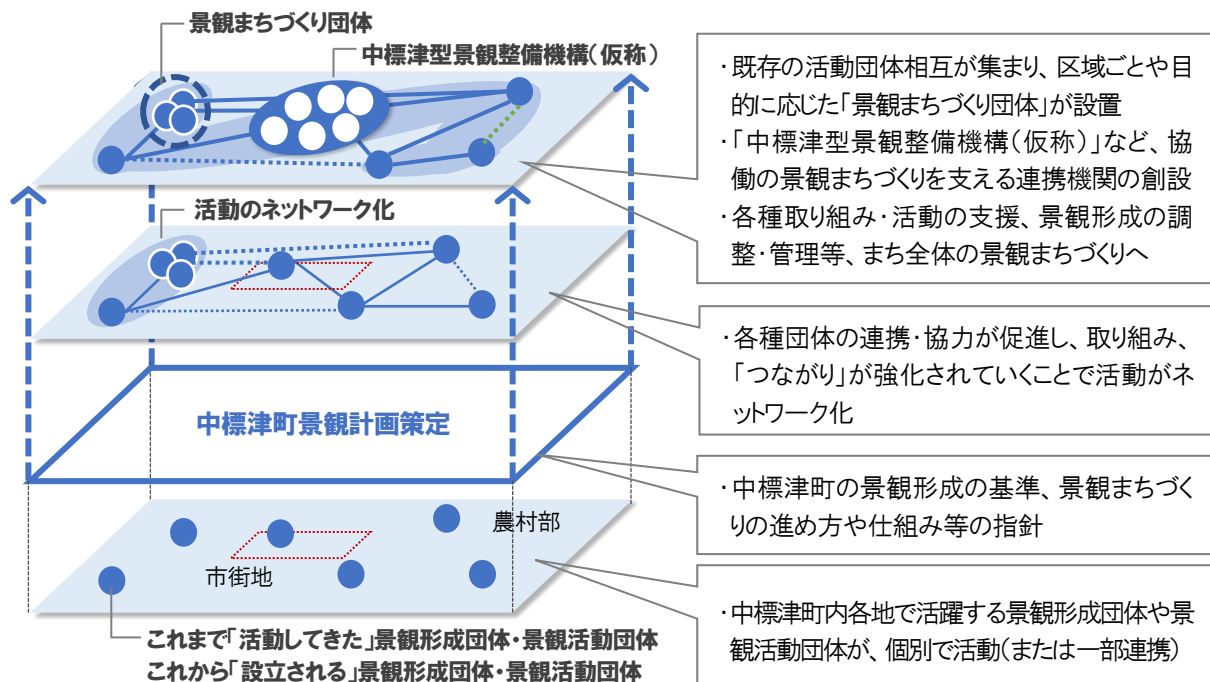
いずれも、様々な取り組みを実践していくうえで町民、活動団体、事業者等の声を受け止め、中標津町の景観の価値を共有し、守り、つくり、育てる「協働」の仕組みです。この2つの推進体制を両輪させていくことで、8つの景観形成区域ごと、またはまち全体の景観まちづくりを進めていきます。

「景観まちづくり団体」に決まった形式はありません。1つの景観形成団体または景観活動団体を、1つの各種産業従事者ないし各種公益事業者による団体が支援することを最小の規模とします。



「景観まちづくり団体」形成の考え方

景観計画策定をきっかけに、各活動団体が連携・協力を深めていくことで活動がネットワーク化し、景観まちづくり団体の設立や「中標津型景観整備機構（仮称）」の創設につながります。



景観まちづくりを進めるネットワーク型の仕組みづくりの考え方

2) 中標津町で活躍する景観形成団体・景観活動団体相互の「つながり」づくり

本計画は、長年にわたって中標津町で活動をしてきた町内会や協議会、景観形成団体、景観活動団体（景観に価値をみだす活動団体）が継続的に活躍していく景観まちづくりの考え方に沿って策定しました。

これらの団体の取り組みが継続・発展し、団体相互が「つながり」を形成していくことで、活動の連携や、区域ごとまたは目的に応じた活動のネットワーク化に結び付きます。団体相互が「つながる」ことで、各団体が持つ豊富な経験や知識、ノウハウを互いに活かし、補い、支えあいながら実践していくことができます。また、団体相互が自分達の持ち味や強みを発揮していくことで、活動の質が向上することも期待できます。

そのために、個人、団体間をつなぐマッチングが必要です。以下に景観まちづくりワークショップ等における検討で見いだされた「つながり」づくりの過程を示します。

①交流の機会創出、参加から団体のつながりへ

本計画は策定段階から、景観形成団体・景観活動団体や個人を対象に、「景観まちづくり団体交流会」や「景観まちづくりワークショップ」を開催してきました。

この取り組みから団体相互の交流を深めること、中標津町に適した景観まちづくりの道すじを検討することができました。

今後実践するマッチングの初期には、各団体の考えに相互理解を深める交流の機会をつくり、徐々に団体間の「つながり」を形成することを意図しています。



景観まちづくりワークショップの様子



なかしべつ景観まちづくり実行委員会の様子

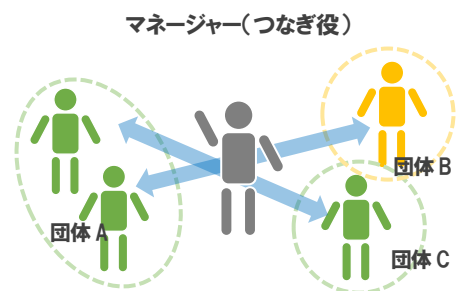


中標津町の景観まちづくりを検討（なかしべつ景観フォーラムより）

②個人や団体をつなぐマネージャー（つなぎ役）

交流の機会創出を出発点に、個別に個人や団体をつなぐマネージャー（つなぎ役）の誕生を意図しています。

このため、交流の機会を継続的に設けることがポイントです。マネージャーは、より多くの団体と連携・協力し、団体相互を引き合わせることを想定されます。



マネージャー（つなぎ役）による連携支援

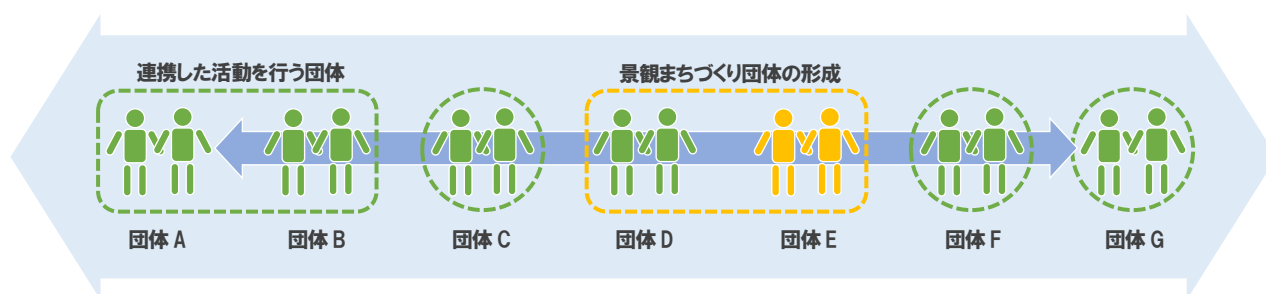
③連携した活動の実践を通じて活動のネットワーク化へ

身近な取り組み（例：沿道の花植え、景観学習、イベントなど）から、「交流の機会」を増やしていきます。活動を共にしていくなかで、景観の価値観の枠を広げ、各団体の活動目的や個人の想いを共有すること、活動の連携に発展することを意図します。

連携した活動を継続することは、景観形成団体・景観活動団体の取り組みが、公益活動への展開、活動規模の拡大など、多様な広がりをもてることが想定できます。

また、活動資金の調達する必要も予測できます。これらの団体の取り組みに応じて、各種産業従事者や公益事業者による柔軟なサポートが、活動の継続性へもつながっていきます。

「連携した活動」を繰り返し、活動内容や活動体制などをより良い方向へ変えていくことによって、団体間の「つながり」が強化され、活動自体のネットワークが図られていくことを想定しています。

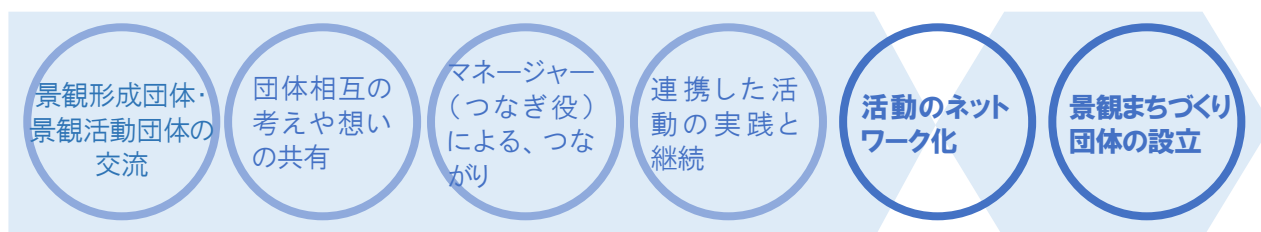


団体間の「つながり」が連鎖し、全町的なネットワークへ派生するイメージ

3) 実践的な景観まちづくり団体の設立と発展

景観形成団体・景観活動団体のネットワーク化が図られることで、景観まちづくり団体の設立に発展していくことを期待します。

本計画で定めた8つの景観形成区域と活動のイメージを具体的に示したことによって、活動の目的や活動地域に柔軟に対応する実践的な景観まちづくり団体になっていくと考えられます。



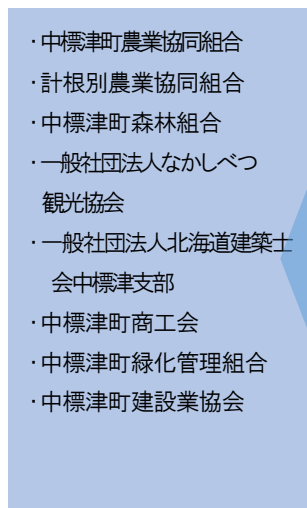
景観まちづくり団体設立につながる活動のネットワーク化に向けた過程（プロセス）

4) まち全体の景観まちづくりの取り組み支援や調整・管理を行う「中標津型景観整備機構（仮称）」のイメージ

「景観まちづくり団体」の設立と取り組みの先に、中標津町全域での活動をネットワークし、景観まちづくりを支援・調整・管理する「中標津型景観整備機構（仮称）」の創設を目指します。

「中標津型景観整備機構（仮称）」は、現在町内で活躍している、もしくは今後活躍していく各種団体（景観形成団体、景観活動団体、景観法が定める各種産業の従事者による団体、各種公益事業者による団体等）の協力を得ながら組織の一体化を図っていきます。同整備機構は、機構内に所属する各団体の知識やノウハウを活用して、独自の景観まちづくりの事業を実践します。さらに各区域や町内で展開される多様な景観まちづくり活動の支援・調整・管理を行い、まち全体で永続的な景観まちづくりを進めていきます。

各種景観まちづくりの支援
景観形成の調整・管理等

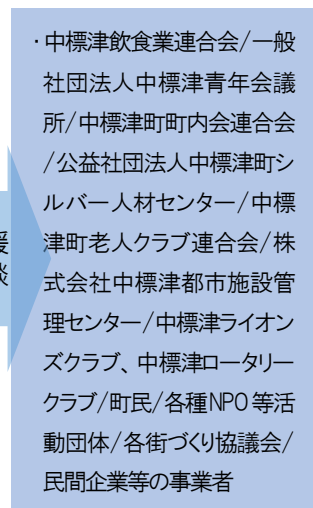


支援
相談

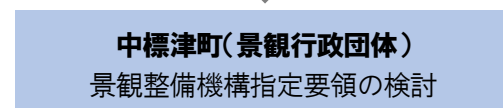


支援
相談

各種景観まちづくりの支援
景観形成の調整・管理等



指定 ↑ ↓ 協働 ↑ 支援



「中標津型景観整備機構（仮称）」のイメージ

(3)「中標津型景観整備機構（仮称）」の初期段階の取組案

「中標津型景観整備機構（仮称）」は、中標津町の景観まちづくりを全町的な活動として支援・調整・管理する役割を担いますが、設立初期は主に以下の取り組みを行うことが想定されます。

1) 景観まちづくりに関する相談窓口機能の設置

「中標津型景観整備機構（仮称）」の創設により、景観まちづくりに関する相談窓口を設置します。町民や事業者等の景観形成の取り組みに関する相談・情報提供などの窓口機能を想定します。

景観行政団体である中標津町とも連携しながら、「景観まちづくり相談員（仮称）」の認定・設置検討や、「景観まちづくりマネージャー（仮称）」を設置し、各種団体の協働の活動を広げていきます。さらに「景観検定（仮称）」等の独自制度を設けるなどして、まち全体の景観形成、景観まちづくり活動を支援していくことが考えられます。

【初期段階の取組・事業例】

- ・「景観まちづくり相談員（仮称）」の認定・設置検討
- ・各種の団体をつなぐ「景観まちづくりマネージャー（仮称）」の設置
- ・「景観検定（仮称）」等の資格制度 など

2) 景観まちづくりの担い手を育てる人材育成

景観まちづくりに関する相談窓口の設置と同時に、継続的な景観まちづくりの担い手が育つよう、未就学児から高校生までを対象とした人材育成のプログラムづくりや、その実践を図ることが想定されます。

セミナーやミニプロジェクトの実施、未就学児・中学生・高校生などの参加を推進するために、人材育成なども、「中標津型景観整備機構（仮称）」が担っていくことが想定されます。

【初期段階の取組・事業例】

- ・景観学習（郷土学習）の推進
- ・「景観まちづくり相談員（仮称）」の育成
- ・「景観まちづくりマネージャー（仮称）」の育成
- ・景観整備機構の創設に併せた人材育成プログラムの構築 など

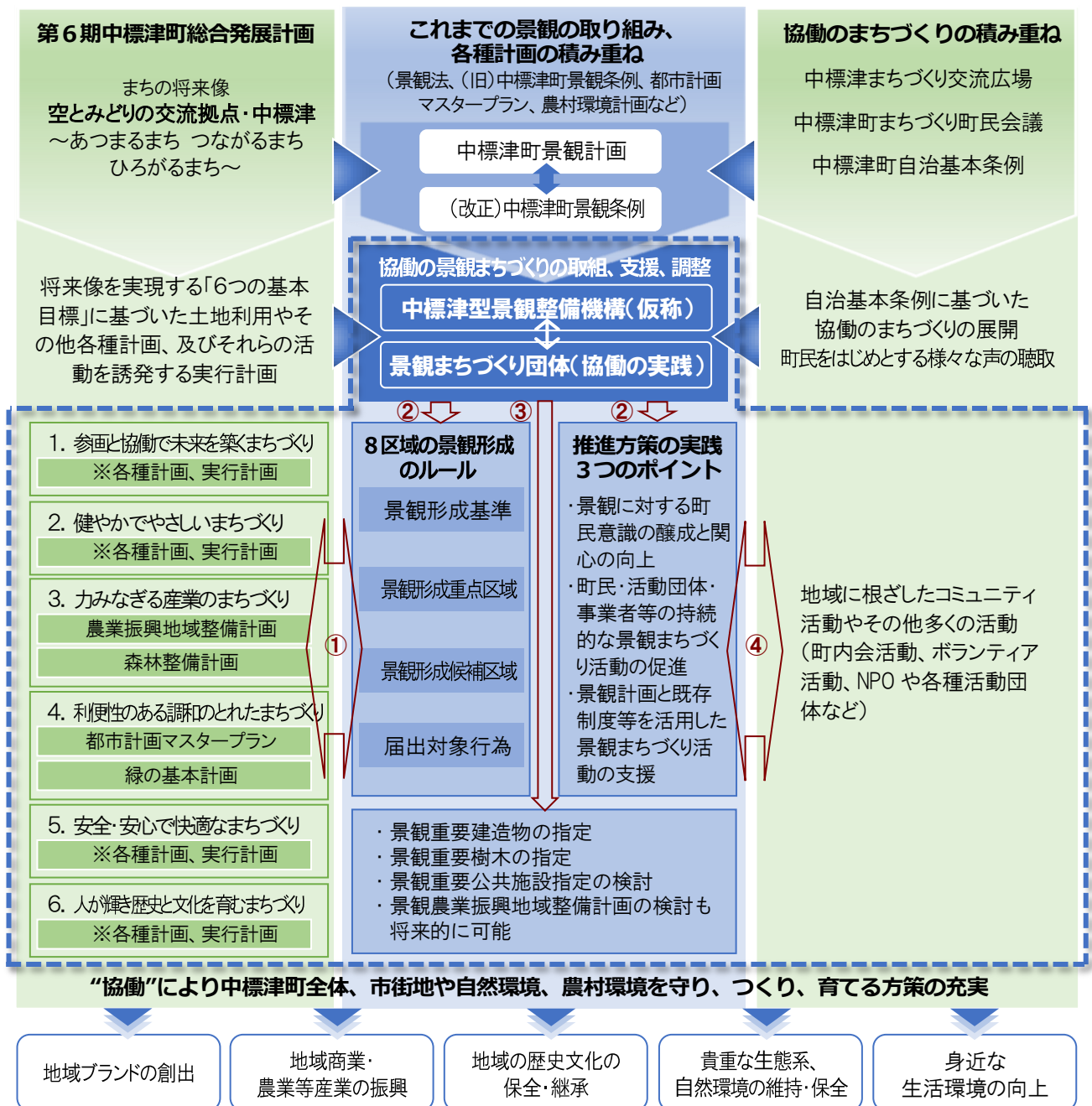


(4)「中標津型景観整備機構（仮称）」によるまち全体の景観まちづくり

中標津町で「協働」による景観まちづくりが永続的に行われていくために、町民や活動団体が“つながり”、景観まちづくりを支援する「中標津型景観整備機構（仮称）」がまち全体の景観まちづくりの中心を担うことでその効果をより高めていきます。

「中標津型景観整備機構（仮称）」は各区域や町内で展開される様々な景観まちづくり活動の支援・調整管理を行います。

第6期中標津町総合発展計画において定められている6つのテーマや、その他にもまち全体の景観まちづくりの中心として、本計画に位置づけられた景観まちづくり推進方策など、その他町の各種計画等を調整・連動させながら景観まちづくりを進めていくことが想定されます。



凡例:①相互の計画を調整・連絡 ②実践面の支援・協働 ③指定に向けた調査・協働 ④支援・調整・協働

「中標津型景観整備機構（仮称）」の取組・支援・調整によってまち全体の価値を高める考え方

VII-4 町民の多様な視点を取り入れる景観まちづくりの形成

現行の景観審議会と「中標津型景観整備機構（仮称）」等も連携・協力し、町民の多様な視点も取り入れられる景観審議会が開催できるよう整えていきます。

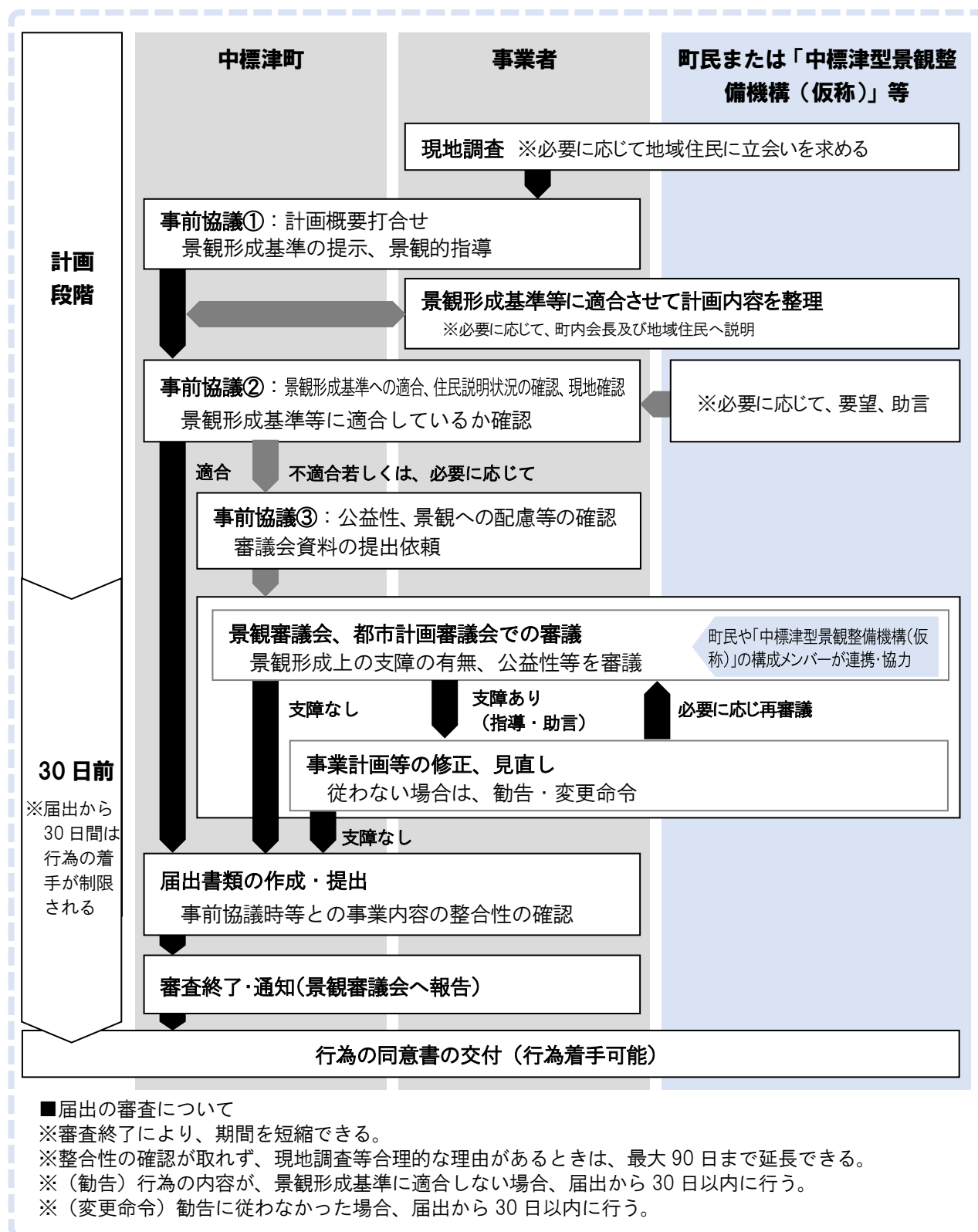
景観形成の審議の場に「中標津型景観整備機構（仮称）」等が関わることにより、きめ細やかな届出協議や審査が可能となるなど、景観審議会の取り組みの効果を高めていくことにつなげていきます。



中標津町景観審議会

将来的な届出に係る協議・審査のあり方として、町民や「中標津型景観整備機構（仮称）」等の構成メンバーが景観審議会と連携・協力する流れ及び体制となっていくことが望ましいと考えます。

下図は、町民や「中標津型景観整備機構（仮称）」等が連携・協力した届出に係る協議・審査のあり方の例です。景観まちづくりの担い手がより深く審査に関わって、きめ細やかに景観を守り、つくり、育てていくことができるように届出手続きの運用を図ります。



届出に係る協議・審査の将来的な運用フロー